

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「この市が行う国民健康保険」を「この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会（）」の次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」をいう。」を加える。

第5条第4号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（日高市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正）

2 日高市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「市が」の次に「その事務を」を加える。

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章 <u>この市が行う国民健康保険の事務</u> （第1条）	第1章 <u>この市が行う国民健康保険</u> （第1条）
第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）	第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
第3章 被保険者（第4条）	第3章 被保険者（第4条）
第4章 保険給付（第5条—第7条）	第4章 保険給付（第5条—第7条）
第5章 保健事業（第8条—第10条）	第5章 保健事業（第8条—第10条）
第6章 国民健康保険税（第11条）	第6章 国民健康保険税（第11条）
第7章 削除	第7章 削除
第8章 罰則（第14条—第17条）	第8章 罰則（第14条—第17条）
附則	附則
<u>第1章 この市が行う国民健康保険の事務</u>	<u>第1章 この市が行う国民健康保険</u>
（この市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> ）	（この市が行う国民健康保険）
第1条 この市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条 この市が行う国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
第2章 国民健康保険運営協議会	第2章 国民健康保険運営協議会
（国民健康保険運営協議会委員の定数）	（国民健康保険運営協議会委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」をいう。</u>以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 （一部負担金） 第5条 略 (1)～(3) 略 (4) 国民健康保険法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3	第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 （一部負担金） 第5条 略 (1)～(3) 略 (4) 国民健康保険法（<u>昭和33年法律第192号）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</u>
（日高市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正）	
（貸付対象） 第2条 資金は、次の各号のいずれかの要件を満たす市が<u>その事務を行う</u>国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の属する世帯の世帯主（国民健康保険法第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に限る。）に対して貸し付けるものとする。 (1)・(2) 略	（貸付対象） 第2条 資金は、次の各号のいずれかの要件を満たす市が行う国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の属する世帯の世帯主（国民健康保険法第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に限る。）に対して貸し付けるものとする。 (1)・(2) 略